

会議開催のお知らせ

盛岡市防災会議を次のとおり開催します。

令和7年9月19日

盛岡市防災会議

1 開催日時

令和7年10月15日（水）15時00分から

2 開催場所

盛岡市役所都南総合支所3階研修室

3 議題

(1) 盛岡市地域防災計画の修正案について

(2) 盛岡市水防計画の修正案について

4 傍聴定員

10人

5 傍聴の可否及び手続

(1) この会議は、傍聴することができます。

(2) 傍聴を希望する方は、当日会場で受付を行いますので、14時45分までに会場にお越しください。傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

なお、開催時刻以降は、入室できません。

6 問い合わせ先

総務部危機管理防災課 電話番号 019-603-8031

傍聴要領

盛岡市防災会議

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。
- (3) 開催予定時刻を過ぎた場合は、入室できません。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議の傍聴に際し守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくことがあります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により、発言に対し公然と意見を表明しないでください。
- (2) 騒ぎ立てるなどして、議事の進行を妨げないでください。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙しないでください。
- (4) 許可を得ないで、会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の妨げとなる行為を行わないでください。